

東京都男女平等参画推進総合計画に対する都民意見の募集結果について

東京都では、計画策定に当たり「東京都男女平等参画推進総合計画（素案）」に関する都民の皆様への御意見を募集しました。御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

以下に、お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する考え方について、公表をいたします。

1 意見の募集期間

平成29年2月22日（水）から3月7日（火）まで

2 意見の提出者及び意見数

意見提出者数：18人

意見数： 東京都女性活躍推進計画 97件

東京都配偶者暴力対策基本計画 17件 総計114件

※表中「御意見の概要」に記載のページ数については計画（素案）のものを示し、「考え方」に記載のページ数については計画（詳細版）のものを示しています。

＜東京都女性活躍推進計画＞

第1部 総合計画の基本方針

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
1	<p>WEPs(国連女性エンパワメント原則)は、企業が、自治体や取引先、教育機関、経済団体、労働者団体、NGOと連携・協働して、「職場、市場、地域における男女平等参画と女性のエンパワメント」をめざす国際的な原則として活用されており、東京都でも、WEPsを活用した、自治体、企業およびステークホルダーと連携した新しい枠組みでの施策の展開が重要。以上の点から、p4・3行目位以下の文章について、以上の趣旨を盛り込んだ修正を行って欲しい。</p> <p>また、経済分野については、女性のエンパワメントに自主的に取り組む企業の国際的な行動原則である「<u>国連女性エンパワメント原則(WEPs)</u>」の周知や企業のインセンティブ強化を図るなど、持続可能な経済社会の実現に向け、女性の参画拡大を進めていくこととしています。こうした国連の枠組みも活用しながら、東京都における女性活躍のさらなる推進に取り組みます。</p>	<p>WEPsの正式名称について、本文中に追記しました。WEPsを活用した新しい枠組みでの施策の展開については、御意見として承ります。</p>
2	<p>p6 4基本理念について、全体に性的少数者への配慮が少なく、4の基本理念で(1)男女が、性別により差別されることなく、とあるのを、「誰もが性別、性的指向、性自認によって差別されることなく」と置き換えるべきではないでしょうか、東京都内の自治体では先進的な取り組みがなされていますが、都はこの問題には熱心に取り組む意欲がないということでしょうか、オリンピック・パラリンピックを開催する国際都市のイメージとは異なる姿に、都民としてはがっかりします。</p>	<p>総合計画の「基本理念」は、東京都男女平等参画基本条例第3条に定める基本理念に基づいています。</p>
3	<p>基本理念の考え方について、「基本理念」に掲げられていることは、労働環境と少子高齢対策に象徴されている。理念を尊重した内容にしていきたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
4	<p>「重点課題」の考え方について領域Ⅰ、領域Ⅱにおいて、それらを実現させるためには、「人権の平等」、「性差別による格差の是正」なくては不可能と考える。GGIからしても明確に現状が見て取れる。真剣にこれに取り組まなければこの先も、規範や差別による暴力、政治や災害時に対する偏った視点、女性への過大な負担は変わることはないと考える。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
5	<p>「重点課題」(1)働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進について ・活躍できる環境を整備するためには、「性差別意識を根本から変えることが必要になります。」と入れて頂きたい。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
6	<p>「重点課題」(2)生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現について。 ・調和を図ることの妨げになっているのが性差別であることから、「男性の仕事と家庭の調和を図る」と入れて頂きたい。</p>	<p>当課題では、誰もが各々のライフステージで生活と仕事の調和を図り、男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、取組を推進していくとしており、御指摘の趣旨は含まれています。</p>
7	<p>p4の就労の分野における男女格差についての記述に、非正規労働が登場していないのはおかしいです。 男女格差だけでなく、正規、非正規格差も問題視されつつきていますし、本文中でもそれなりに記述があるので、このp4の部分にも書き込む必要があると思います。</p>	<p>ご指摘の趣旨は、p5下段「この格差は、男女間の階層の差や勤続年数の差など、様々な要因により生じている」の部分に含まれています。</p>
8	<p>通常「ライフ・ワークバランス」というところを「ライフ・ワークバランス」ということには賛成であるが、「働き方改革」の根本は「生き方、暮らし方改革」であるので、社会生活についての記述が不足している。「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動の拡大」(p9最下段)は、意味不明になる。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
9	<p>第2章 重点課題について。都に生活し働く外国人の人権、とくに女性の課題に関しきめ細かな支援施策を計画に入れてください。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

第2部 女性活躍推進計画の具体的施策

領域Ⅰ 働く場における女性の活躍

領域Ⅰ 働く場における女性の活躍 全般

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
10	女性活躍推進計画と銘打っている第1部に関しては、活躍女性への支援拡大が目立つ。国際的な見地からすれば、近年の日本の男女格差はむしろ徐々に広がっているとされる。最大の原因は社会経済的指標で最も大きいとされる賃金格差であり、これは隠れた性差別実態(正規雇用と非正規雇用の問題)の表出であるということに注目すべきである。まず都職員における正規、非正規の賃金格差を性別に調査し、結果を公表し、対策を提示することも重要であると考え、対策を計画に明記されたい。	御意見として承ります。

① 均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
11	目標について、雇用の分野において、女性も男性も、男性の表記は削除する。女性が活躍するためには、機会と待遇の確保が必要。平等にするためのポジティブアクションを実行していただきたい。能力を十分に発揮する機会及び待遇の確保を図ります。	現状・課題欄の1段落目で、雇用の分野において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることが、女性の活躍推進や男女平等参画社会の実現にとって重要であると記載しています。
12	都で働く職員には非常勤や臨時職員などの身分の不安定な正規職員によって担われています。その実態(雇用形態と賃金、継続期間など)と女性の割合を明らかにし、今後その正規職員以外の労働者が安定的・経済的な自立が可能な雇用、賃金とするための計画を策定してください。	御意見として承ります。

② 女性の就業継続やキャリア形成

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
13	11「雇用環境整備推進事業」について、「企業に対する奨励金の支給」とあるが、その金額の明示ができればあると良い。また、奨励金の効果、持続性を必ず精査し、都民に公表すべき。	御意見として承ります。
14	20「非正規雇用に関する法令等普及啓発事業」について、「労働相談担当職員」の保有資格、見識、経験、ジェンダーバイアスがないかどうか、意識、さらに任用条件を明示すべき。民間への委託業務や有期の職員では十分な対応ができないと思われる。	御意見として承ります。
15	21「職業訓練の実施」について、「職業訓練」の内容の明示と、その後の就職状況の結果を公表すべき。	御意見として承ります。
16	「ウ 保育サービスの充実」の「26番」から「42番」までの事業において、保育士の雇用条件の拡充を明記すべき。良質な保育は、適切な賃金を得る安定雇用の保育士によって可能であることから、充実を図る際には保育士の雇用条件の拡充は徹底すべき。近年の保育士の不足は、過剰労働とそれに見合わない低賃金であることが最大の要因であるためによる。 「98番」から「127番」においても同様のことが言える。 また、求職活動中の保護者の子供の保育制度も整備すべき。	御意見として承ります。
17	「女性・青年農業者育成対策」の事業がありますが、農業だけでなく、林業、水産業においても、女性が経営者として事業を継いだり、新規参入できるよう労働環境を改善して経済的にも自立できる収入を得られる業種としての支援を行ってください。都には島や山林もあり、第1次産業の就業に女性が主たる生計者として継続できるような施策をとってください。	御意見として承ります。

③ 職場におけるいやがらせ（ハラスメント）問題

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
18	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメント行為は社会的ではなく、「人権問題としてとらえる」にしていきたい。	セクシュアル・ハラスメントを始めとするハラスメント行為については、「被害者の人権を著しく侵害し社会的に許されない行為」として考えています。
19	都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策について、 ○ 都庁内におけるハラスメントの防止体制を整備するとともに、ハラスメント行為を行った者については、引き続き厳正な措置を行います。とあるが、現状は被害者が「泣き寝入り」するか「退職」するかしきかないのが現状です。「厳正に対処するために必要な問題解決体制の確立」を入れていただきたい。	御意見として承ります。
20	45「セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修」について、セクシュアル・ハラスメントの研修の企画、講師はジェンダーの視点を有する者にすべき。	御意見として承ります。
21	セクシュアルマイノリティへのハラスメントが強化されましたので、計画にも書き込むべきだと思います。	ご指摘の趣旨は、p40の1段落目に「性別・性的指向・性自認を問わず被害者となるおそれがある」と記載しています。
22	労働法制の教育をして、不当な雇用に対する知識を持って労働者の権利を理解して就労できるよう支援を確立・充実させてください。	御意見として承ります。

④ ④ 若者のキャリア教育の推進

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
23	47「キャリアデザイン意識の醸成」について、大学生向けとなっているが、近年の不況のおり、経済的理由により大学中退を余儀なくされる若者が増加する中、中退者へのサポートも徹底すべき。「大学の中退者の実態調査」を行う際は、必ず男女別に実施すべき。	御意見として承ります。
24	47「キャリアデザイン意識の醸成」について、計画内にある若年支援が就労支援に特化しているが若年女子への支援を就労する以前の支援を望む。若年女性の実態調査研究なども行って欲しい キャリア教育を実施したことによる効果を図って追跡調査をするなどして欲しい 男性と女性の非正規比率を是正するためになにが効果的なのか、検討して欲しい	御意見として承ります。

⑤ 起業等を目指す女性に対する支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
25	「現状・課題」について、○総務省「平成24年就業構造基本調査」によると、東京都には、経営的立場にある女性がおよそ30万人程度います。また、13万人の女性起業家(会社役員を含む。)が活躍しています。また、女性の有業者に占める起業家の割合を年齢別に見ると、東京都は全国に比べ、特に40代以降において起業家の割合が高くなっています。以降に「女性の活躍の場を、育児や介護から切り離すことが必要です」(性別役割分担の上書きをしているようです)。を記載。	企業の経営については、自由に仕事ができるという観点から、育児や介護を含め生活と仕事の調和の確立につながることを期待されるものであると考えます。御意見として承ります。

⑥ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
26	58「働く女性への支援」について、「女性しごと応援テラス事業」の現場の実施主体者はどのような者が行うのか。競争入札等により、低廉な価格の民間業者による実施では、質の確保は望めない。正規職員且つ専門性のある有資格者による実施をすべき。	御意見として承ります。
27	目標について、男女が共に、意欲と能力を発揮して様々な分野で活躍できる社会の実現に向けてとあるが、男女ではなく「女性への支援」が必要。男性の「労働力推移」のグラフからもみとれるが、「男女」という表現は適さない。	東京の活力を維持向上させていくためには、男女を問わず一人ひとりが社会の担い手として、個性と能力を十分発揮できるよう、多様な生き方が選択でき、意欲が持てる社会をつくることが重要であると考えています。

28	62「女性向け委託訓練の実施」について、「保育サービス付職業訓練」は病児保育の対応もすべき。	御意見として承ります。
29	「64番」から「68番」におけるテレワーク推奨のプロジェクトにおいて、テレワーク実施の「労働者」の雇用条件が全く明記されていない。低賃金の請負・委託業務という条件で、労働者保護性のない「内職」の現代版であってはならない。テレワークの業者、業種、雇用条件を明らかにすべき。「64番」から「67番」のテレワークと「68番」の「在宅勤務」との違いを明示すべき。「68番(在宅勤務普及プロジェクト)」は事業の説明でありながら、具体性に欠ける。	69在宅勤務普及プロジェクトの事業概要について、追記しました。

⑦ 普及啓発活動の充実

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
30	「東京都女性活躍推進大賞の贈呈」は、女性であっても正社員だけを対象にしては意味がない。格差是正の観点から、非正規従業員との比較も審査の対象とすべき。	非正規従業員に関することについても、審査の際に考慮しています。
31	78「東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営」について、東京ウィメンズ・プラザの図書資料室の運営に当たっては、ジェンダー関連の図書の拡充を求める。また、図書室についてだけではなく、都内の女性団体の活動の支援をよりすべき。フリースペースの拡充等が必要。	御意見として承ります。

第2部 女性活躍推進計画の具体的施策

領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現 全般

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
32	<p>男女の賃金格差の背景にある家事、育児、介護における女性の過重負担をどのように取り除くかについては、地域別や職種別、世代別など、様々にきめ細かい調査と分析が重要ではないか。それぞれに必要な問題を抽出し、事業を設定し、そのうえで事業展開の効果目標をたてる必要がある。</p> <p>各領域に示されている事業は、担当局がそれぞれ独自に作っている事業の羅列になっているのではないかと懸念される。具体的に多様な女性の特性をつかんだうえで女性の負担のどこをどう除くための事業か目標を明確にすべきである。</p>	御意見として承ります。

1 仕事と生活の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現

① 働き方の見直し

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
33	<p>延長保育も大切だが、本来は延長保育をしなくとも良い働き方が大切である。フランス人からは「日本人は赤ちゃんも残業するのですか」と言われたとか。ワークライフバランスを整えたりとくみが大切だと思います。</p>	「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」を総合計画の重点課題の一つとして挙げ、取り組んでいきます。
34	①「男性の」働き方の見直しを入れていただきたい。男性の働き方改革なくして、男女の生活と仕事の調和は計れない。	当項目においては男性も対象としています。また、ご指摘の趣旨は、p82の次項目「②男性の家事・育児等への参画」にも記載しています。
35	85「女性の活躍推進等職場環境整備事業」について、テレワーク等の環境整備の助成は誰に対して行うのか。企業ばかりに助成するのではなく、労働者自身へも助成すべき。	御意見として承ります。
36	82「テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業」について、非正規派遣労働者の場合、低報酬や長時間労働につながることも懸念されているため、制度の推進には慎重に行って欲しい	御意見として承ります。
37	「通勤時間の突出した長さ」と「残業時間の長さ」についての認識がみられますが、これをどのように改善していくのが、施策上わかりません。改善の方向性や見通しを示すべきだと思います。	長時間労働の削減や、在宅勤務制度などの導入による多様で柔軟な働き方の普及などの働き方改革に向けた取組を進めていきます。
38	「働き方の見直し」という表現が多く使われていますが、具体的な施策として計画に盛り込んでください。	働き方の見直しを進めるための様々な都の施策や、都民・事業者の方の取組について、P76からP81に記載しています。

② 男性の家事・育児への参画

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
39	「家事代行サービスなどの外部労働力を活用することも、父親・母親双方にとって、家事・育児の負担軽減を図る上で有効」としていることは問題。男性労働者の長時間労働問題を解決せずに、長時間労働の状況を「温存」させることになりかねない。また、家事支援人材は、日本政府がまだILO189号条約を批准しない状況下では、家事支援の労働者の権利が不十分。よって東京都として「有効」と明記することは問題。	御意見として承ります。なお、長時間労働の削減を含めた働き方改革にも取り組んでいきます。
40	「家事代行サービスの有効性」はということであるかご教示いただきたい	御意見として承ります。

③ 妊娠・出産・子育てに対する支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
41	病児保育事業の対象年齢を少なくとも小学3年生まで広げることができるよう、都が支援する。	御意見として承ります。
42	目標について、「男女が共に」ではなく、「男性の働き方改革」によって、男女の育児・介護の調和がとれるとすべき。	p89の2段落目で、男性については、長時間労働・長時間通勤などの原因により、子育てに十分に参画できていない現状があり、男女共に「働き方の見直し」を含めた取組を進める必要があると記載しています。
43	取組の方向性ウについて、家事育児に参画したい男性の意欲があっても働き方の制度の確立が必要。	領域Ⅱ1「①働き方の見直し」に、働き方の改革を進めるための取組等について記載しています。
44	「115番」から「127番」において、児童相談所の職員の増員、専門性の向上を図るべき。また、地域の学童保育の職員の任用条件の向上、安定を確保すべき	御意見として承ります。

④ 介護に対する支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
45	取組の方向性1つめ〇について、「男性の参画とそれを担保する制度づくり」に取り組むことを記載	御意見として承ります。
46	取組の方向性2つめ〇について、「結婚」「出産」をライフイベントとして捉えること自体固定観念であること、「仕事と両立」させること捉えることは無理があることからこの項目は削除	「結婚」や「出産」等は当計画を通じてライフイベントとして捉えていることであり、また、「仕事との両立」も当計画を通じた重要なテーマであると考えています。
47	<都の施策>取組の方向性 ア の2つめ〇について、「男性のための取組」とし、「男女」は落とすこと。	p102の「目標」で述べているように、「男性」だけではなく、「男女」がともに介護と仕事の両立が可能となる取組を進めていきます。
48	<都民・事業者の取組>イ について「男女」ではなく、「男性の雇用環境整備」とすること。	p102の「目標」で述べているように、「男性」だけではなく「男女」がともに介護と仕事の両立が可能となる取組を進めていきます。

2 地域における活動機会の拡大

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
49	「148番」から「150番」においては地域の取り組みの事業と思われる。昨今「子ども食堂」が都内の各地域でも盛んに運営されているが、行政がなすべき責務をまず果たすべき。「子ども食堂」が行政の福祉の下請けになってはならない。しかし、資金援助等は行い、自主性を尊重すべき。 「ボランティア拡充」においては、「ボランティア保険加入の義務付け」等、安全な体制の整備を図るべき。 退職後の男性の地域デビューの場としてのボランティア活動があるが、現役時の会社の「論理」をふりかざし、トラブルが発生するケースも見られる。よって、男性には特に意識啓発の研修等を実施すべき。	御意見として承ります。
50	「地域で活躍する女性の活動を紹介するイベント」について、すでに活動している女性たちの処遇の問題 社会的起業についていかがお考えか 公益性の高いNPO活動への助成の拡大が必要。事業において女性の多いNPOに対する助成枠をつくることも考えられる。 「共助社会づくり推進事業」について、男性の地域デビューのための講座を望む。	御意見として承ります。

3 男女平等参画を推進する社会づくり

① 政治・行政分野への参画促進

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
51	「政治分野における男女共同参画推進法」が、今通常国会で制定されようとしている。 同法案には、自治体の責務がつぎのように規定されている。「自治体は、政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則にのっとり、政党その他の政治団体における男女共同参画の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、実施するよう努める。」「自治体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努める。」 これらの条項に応じた規定を総合計画に入れるべきである。	御意見として承ります。
52	東京都の特定事業主行動計画で、女性管理職数値目標が2020年に20%というのは、低すぎる。管理職試験を受けやすくするための支援策を早急に打つべきだ。	管理職試験受験の奨励を各職場にて進めていきます。
53	審議会の女性委員の任用率が未だに低い。若手の委員も任用して30%を早急にクリアすべきだ。	p123及び124の「審議会等への女性委員の任用促進」で述べているように女性委員の任用率向上に努めていきます。

② 防災・復興分野への参画促進

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
54	防災会議について、女性比率が3%というのは少なすぎるため、数値目標を設けて、積極的に改善すべきではないでしょうか。	御意見として承ります。なお、学識経験者枠については全て女性委員が任命されています。
55	156「女性防災人材の育成」において、女性を防災分野において活用したいのであれば、防災関連の研修費用の全額負担か一部助成をすべき。また、研修時間帯を有業者に合わせ、平日夕方か休日に設定すべき。	御意見として承ります。
56	158「防災(語学)ボランティア」において、通訳ボランティアはそのスキルの確保のため、無料で研修等を実施すべき。 活動に際しては交通費等の実費を負担するなど必要。	防災(語学)ボランティアについては、登録時及び更新時に都が実施する講習(無料)を受講します。また、活動に際しては、交通費相当額が支給されます。
57	「女性防災人材の育成」「女性支店の防災ブックの検討・作成等」について、単に生活者の視点やケアに寄りそう視点など女性が内包した視点で「女性の視点」ではなく性別による差別を見逃さないジェンダーの視点での防災人材養成、防災ブックの作成が必要と考える。	御意見として承ります。

③ 教育・学習の充実

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
58	目標の遂行のためには、教育環境の整備(教員・関係者への人権に対する教育と啓発が必要)が必要	御意見として承ります。
59	<現状・課題>5つめ○は具体性がなく、幼少期からの教育環境や教職員への認識は積極的な表現が必要	御意見として承ります。
60	<現状・課題>最後○については教育は重要な分野で、教職員への意識懸発については丁寧に記載する必要がある。	御意見として承ります。
61	基本条例の前文にある「国際社会との協調」を活かし、女性差別撤廃条約の普及や、同条約実施状況に関する日本レポート審議の結果である女性差別撤廃委員会の「総括所見(最終見解)」の理解を深める情報提供・教育を行動計画に位置づけてほしい。	御意見として承ります。

62	「都立高校における男女別定員制の緩和」について、「男女別定員制」の制度の説明及び何が生じているのか	男女別に募集人員を求めている高等学校において、男女間の合格最低点における著しい格差を是正するために導入している制度です。真に必要と認められる高等学校のみを対象とし、男女別に募集人員の9割に相当する人員までを男女別の総合成績の順により合格候補者として決定した後、募集人員の1割に相当する人員を男女合同の総合成績の順により合格候補者として決定しています。
----	---	---

④ 社会制度・慣行の見直し

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
63	小さな頃から「男らしく」「女らしく」ではなく「ありのままな自分」であることを互いに認めあう社会づくりを家庭、保育園、幼稚園、教育にとり入れていく。	御意見として承ります。

⑤ 生涯を通じた男女の健康支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
64	<目標>民間の専門性やユニークな指導内容を取り込んでいくことが必要。	御意見として承ります。
65	禁煙と受動喫煙の危害防止施策は重要と思います。健康部局との連携調整の上、よろしくお願ひします。健康寿命を延ばし、重症化予防、要介護の減少のため、健康の基本として、非喫煙者を受動喫煙の危害から守る課題の重点施策をお願ひします。(被害についての情報提供・啓発・講習、全面禁煙ルールの制定など)	御意見として承ります。

第2部 女性活躍推進計画に盛り込むべき事項

領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援 全般

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
66	新規に⑥を追加し「外国人労働者への支援」をいれてください。 都では外国人家事労働者が民間人材派遣会社に登録されて導入されます。主に女性となる分野での外国人労働者が差別を受けることなく、労働者の諸権利を行使し できるような政策を実施してください。	御意見として承ります。

① ひとり親家庭への支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
67	<都民・事業者の取組>民間にその支援を任せて「ひとり親家庭支援」とするのは無責任。相談後の受け皿や就業についても責任をもつとともに、民間の連携についても根拠ある予算を示す。	都としてもp160～163に掲載した施策に取り組んでいきます。
68	210「児童扶養手当・児童育成手当」について、児童育成手当は、今後、より拡充を求める。	御意見として承ります。
69	212「ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大」について、都営住宅の物件数が少ないため、そのメンテナンス、新たな建設を求める。さらに民間の賃貸住宅の家賃補助、保証人制度の創設を求める。	御意見として承ります。

④ 障害者への支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
70	東京都における旧優生保護法の第4条に基づく、優生手術件数は403件、同法12条に基づくものは99件と実態は昨年、厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課から示されています。障がい者への深刻な人権侵害であり、403人の被害者に対する調査を行い、補償を行うための施策を計画に加え、取り組んでください。	御意見として承ります。

⑤ 性的少数者への支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
71	「性」は、出生時に判定された性別(身体の性)、性自認(自分が認識している自分自身の性別)、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)など、様々な要素からなると考えられており、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンにあてはまらない人たちは、性的少数者(性的マイノリティ)などと呼ばれています。 ----- とする文章があるが、gender identityの意識である「性自認」を用いるのではなく、「性同一性(自分が同一感を持つ性別)」という表現をした方がよい。アイデンティティ identityを「自認」とは訳さず。同一性という定訳があります。加えて、「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」という表現も「出生時に判定された性別と同じ性別に同一感を持ち、かつ、性的指向は異性」と変更していただいた方が正確な表現となる。 同じくp29を含め、性自認が使用されているので、すべて性同一性に変更したほうが良いと考える。行政などの公の機関が学術的に認められた「性同一性」を使用した方がよいと考える。	「性自認」の表現については、厚生労働省の「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」を参考としました。

72	<p>具体的な取り組みとして、244～247しがなく、東京都内の学校での意識啓発、性的少数者の東京都職員への配慮はじめ、やるべき課題は多いでしょう。現時点で取り組み課題が見えないとしたら、タスクフォースの設置を書き込み、計画実施期間中に具体的施策の検討を進めるべきではないでしょうか。</p>	御意見として承ります。
73	<p><目標>について、人権教育として、カリキュラム導入や教育現場への意識啓発を挿入していただきたい。</p>	御意見として承ります。
74	<p>「領域Ⅲ 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」における「5 性的少数者への支援」を新しく設定されたこと大変素晴らしいことと思いました。 <現状と課題>については調査的な実質の数字がないものの、このような分析をなさっていることについても評価されるべきことと思いました。今後は東京都における性的少数者に関する調査を行なっていただきたく思います。</p> <p>また、性的少数者については、どこからどこまでが性的少数者であるのかは本来ははっきりわからないものだと考えます。初めから「性的少数者」と断定するのではなく、これからは「性別」「性的指向」「性自認」における困難を抱える人々への支援ということで偏見や差別を解消していくことを目指すべきだと思います。 都の施策についても新規事業を盛り込むところがとても評価できますが、244普及啓発の推進については、対象をどこに向けるか明記して、できればこれからの人たちのため、学校教育分野に施策の重きを置いていただくようお願いいたします。</p>	御意見として承ります。
75	<p>性的少数者の差別をなくすため、都の各部署の職員、教育機関、警察の職員への研修を徹底させてください。</p>	御意見として承ります。
76	<p>都政において、同性のパートナーを結婚に準じた配偶者としての諸権利を認める制度への見直しを行ってください。</p>	御意見として承ります。

「東京都女性活躍推進計画」全般

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
77	女性活躍推進計画の下に領域I・II・IIIが位置付けられていますが、根拠法である女性活躍推進に基づく計画は領域Iであり、領域II・IIIは男女共同参画基本法が根拠法です。女性活躍政策の比重を重くしたり、活躍の意味を職場に限定しないという点は理解できますが、領域IIIを女性活躍推進計画に位置付けるのは無理があります。現行の構成では、男女平等参画という広い概念を女性活躍という狭い取り組みに矮小化させている印象を与えるので、それが本意でないのであれば、男女平等参画計画を策定し、その一部が女性活躍推進計画や配偶者暴力対策計画を兼ねる、という構成にした方が都民に意図が正確に伝わるように思います。	総合計画の構成については、東京都男女平等参画審議会において議論がなされ、答申がなされたところです。御意見として承ります。
78	子育ても、介護も、家事も、社会進出も、全て女性ではなく、男性とすべての面で協力し、役割の固定化にならない社会を目指してほしい。	御意見として承ります。
79	「男女平等参画基本条例に基づく行動計画」であることを明確にするため、総論部分をつくり、基本条例の第2条「定義」、第3条「基本理念」を書き込んではいかがでしょうか？	参考資料として、東京都男女平等参画基本条例を掲載しています。
80	計画名につき 東京都男女平等参画推進総合計画(仮称)となっていますが、仮称をこのまま計画名(2本の計画の総称)にしてください。 理由 東京都男女平等参画基本条例 第8条で規定されている行動計画は「男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」とされており、そのことを端的に表すものとして現在(仮称)となっている素案の計画名がふさわしいと判断できるため。	「東京都男女平等参画推進総合計画」として策定します。
81	全体として、東京都が目指す男女平等参画社会(=すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かちあう社会)のイメージをもっと鮮明にして欲しい。 特に、国が掲げた“共同”参画に対して、“平等”参画と掲げた都の先鋭な視覚・視点に欠けているのではないかと感じる。	御意見として承ります。
82	○当計画は、2017年から2021年までの5か年計画であり、2020年にオリンピック・パラリンピックを迎える国際都市東京に表出する女性課題の克服は喫緊の課題であり、より具体的な施策が求められている。残念ながら現状認識に関する記述は多いが、総花的な取り組みとなっている。具体的な数値目標も示されていないなど、重点課題の最初に取り上げられたポジティブアクションの具体像が見えてこない。	御意見として承ります。
83	施策に事業番号を振っていることはわかりやすいのだが、新規事業の☆印の再掲が多く、読みにくい。☆新規事業リストを別途つけてはどうか。	新規事業及び再掲事業を分かりやすく示すために、p196に「事業一覧」を追加しました。
84	再掲が多く、施策の水増しになりかねない。	
85	「現状・課題」の記述が、バラバラ(順不同)で多すぎる。委員の発言をもれなく載せているためかと思うが、都としての現状認識を短くはっきりと書くべき。	御意見として承ります。
86	現状分析とめざすべき方向性についての叙述が多い。説得性を持たせることは結構だが具体的な事業で目指すべき方向性をどの程度達成するのかの目標設定は曖昧である。 計画という以上は現状の説明と事業の直接的な関係が示されることが重要ではないか。	御意見として承ります。

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
87	<p>キャリアデザイン テレワーク ウェルネス・チャレンジ ライフ・ワーク・バランス ライフイベント など未だ日本語として定着していない言葉は注を付け、敢えて使用の理由を記すべきではないか。</p>	<p>「キャリアデザイン」について、注釈を追記しました。ライフ・ワーク・バランスについては、第一部にて注釈を記載しています。</p>

その他

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
88	<p>・女性活躍推進法は過度に女性を擁護する事が差別に当たるので、廃止すべきである。</p> <p>・仕事と子育てを両立できる職場環境を整備する事は大切だが、女性自身が自分で勝ち取らない限り、与えられた環境だけでは向上せず、社会構造が衰退する。</p>	御意見として承ります。
89	<p>この女性活躍推進計画の目線は民間企業のみのもと思われる。もっと足元の都で働く非常勤職員に目を向けるべきである。</p> <p>女性が働きやすい職場環境の整備については、</p> <p>①均等な雇用機会と女性の職域拡大・登用促進、②女性の就業継続やキャリア形成の意識を挙げており、②の課題の一つとして、非正規雇用者についても長期的な視点に立ったキャリア形成や、就業継続を支援して行く必要があると述べている。</p> <p>消費生活相談員など専門非常勤職員は年限を設けられ、積み上げた知識・経験など無視されています。</p> <p>すでに4人に1人が非常勤職員の割合となっていて、職種・内容も常勤と同様に責任ある仕事に就いている時代です。</p> <p>この計画を東京都から実施していただきたく思います。</p>	御意見として承ります。
90	<p>総合計画は、2020年に予定されている東京オリンピックの開催が、計画期間に含まれている。</p> <p>本総合計画に、国際交流を位置づけ、ジェンダー視点をもち途上国支援などを行っているNPO法人との連携・サポートを位置づけてほしい。</p>	御意見として承ります。
91	<p>全般を通し、告知から締め切りの期間が短すぎる。2週間しかないので、本当に広く都民の意見を求めているのか大いに疑問である。</p>	御意見として承ります。
92	<p>事業名に通し番号がついていること、新規事業については☆の記号をつけていることはとても良い。パブリックコメントを書きやすく、整理して把握できる。</p>	新規事業及び再掲事業を分かりやすく示すために、p196に「事業一覧」を追加しました。
93	<p>予算の金額の明示がなされていないため、実効性に対し、説得性に欠ける。全ての事業に対し明示せよ、とは言わないが、事業実施に必要な費用項目、単価、数量等を明示して欲しい。</p>	御意見として承ります。
94	<p>昨年2月に発表された都の女性白書にも、都の女性の大学進学率は全国一で、男性の大学進学率を上回っていると記述されているが、短大を含む進学率ではないのか？ 4年制大学での比較になっているのか？</p>	短大を含む進学率です。
95	<p>女性の貧困・格差拡大の現状について、調査と対策を求める</p>	御意見として承ります。
96	<p>大幅な改定の際の意見募集であるにもかかわらず、期間が短く、都民が知る機会がきわめて少なくなっている点は極めて残念であることを申し上げます。</p>	御意見として承ります。
97	<p>外国籍の女性に対しての事業が見えてこない。</p> <p>性風俗などではたらく外国籍女性の介護現場、家事への就労は今後さらに多くなってゆくだらう。</p> <p>外国人女性の就労実態と生活実態に関して調査・分析とそれに対応の事業は、日本における女性に対する差別を根本から解消してゆく上にも重要なものであり、なおざりにされてはならないと考える。</p>	御意見として承ります。

＜東京都配偶者暴力対策基本計画＞

第2部 事業計画

領域Ⅳ 配偶者暴力対策

I 配偶者暴力対策 全般

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
1	DV被害者支援の拡充を。	p30に、被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うため、より一層の支援体制の強化を図っていくことを記載しています。 今回改定した基本計画に基づき、被害者支援の充実を図っていきます。

1－(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
2	デートDV防止へのとりくみを中学校教育でとり入れられるよう都が各自治体にも支援をする。	御意見として承ります。

3－(1) 保護体制の整備

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
3	シェルター、特にJKといわれる若い女性たちが使いやすい一時保護体制の充実(24時間対応)。	p56に、一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じて適切に保護ができるよう、体制の充実を図っていくと記載しています。 御意見として承ります。
4	一時保護をする場合、安全のために保護が必要とされる子供・女性に「寄り添う体制」に、またその際子供・女性の代理人を立ち合わせるようにする。	p56に、一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解して尊重し、被害者の状況に応じて適切に保護ができるよう、体制の充実を図っていくと記載しています。 また、子供については、p58、82に、一時保護中の同伴児童に対する心理的ケアの充実を図るとともに、切れ目のない支援のために、地域の関係機関に対し情報提供を行うと記載しています。 御意見として承ります。

第2部 事業計画

領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対応

1 性暴力被害者に対する支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
5	<p>○「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」について 【被害者家族・パートナー・友人への支援】</p> <p>・性暴力は、被害者家族等の心身にも、深刻な影響を及ぼします。また被害者家族等の対応が、被害者の回復を大きく左右します。支援事業の対象を、被害者家族等に拡充することで、被害者の生活支援を促します。</p>	<p>p60に、必要に応じて各種法令、配偶者暴力防止法による保護命令、ストーカー規制法などの適用を検討し、検挙等厳正な対応により、被害者やその親族等の安全を確保すると記載しています。</p> <p>御意見として承ります。</p>
6	<p>都が実施する「性犯罪・性暴力ワンストップ支援事業」について、個人が特定されない支援実績データ(相談件数、被害状況、支援内容等)を公表することで、警察に届け出ない性暴力の実態が明らかになり、より適切な支援事業につながるとともに、民間団体等による支援拡充が期待できます。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
7	<p>・内閣府の調査では、性暴力を警察に相談する人は、わずか4.3%です。このため、警察に届け出た性犯罪被害者のみを対象とした経済的支援は、ほとんどの性暴力被害者が利用できません。警察に相談しなくても、ワンストップ支援事業や医療機関で相談すれば、費用が公費負担となるよう対象を拡大することで、性感染症や妊娠等を防ぐことにつながります。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
8	<p>○被害者の自宅が被害現場となった場合 【一時保護所等利用ならびに転居支援】</p> <p>・警視庁の統計では、都内で起きている強姦の約半数、強制わいせつの約25%は住宅で起きており、この中には被害者の自宅も含まれます。事件が起きた自宅に住み続けることは、被害を想起することであり、また再犯の恐怖を感じ続けることとなります。事件後すぐに、自宅以外で滞在できる場所(女性センター一時保護所、DVシェルター、ホテル等)を提供することは、被害者の心理的負担の軽減につながります、</p> <p>また現在東京都では、犯罪被害者に対する都営住宅優遇抽選については、殺人、過失致死、業務上過失致死等を対象としています。ここに性犯罪ならびに警察に届け出していない性暴力被害者を含めることで、被害者の地域生活を支援につながります。</p>	<p>p105に、被害を受けて自宅に住居することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を公的負担により提供すると記載しています。</p> <p>都営住宅の優遇抽せんについては、犯罪被害者等基本法の規定に基づく犯罪被害者等で従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかの方で、被害を被ったことが警察の証明等で確認できる方としており、性犯罪被害者も対象としています。</p>
9	<p>研修の対象を小学生以上に拡大することで、子供自身が性犯罪の存在を知ることができ、被害後の相談を促します。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

10	<p>【加害を防ぐ内容】</p> <p>・性犯罪は、加害者がいるために起こります。このため被害者への理解を増進するだけでは、被害はなくなりません。また被害の側面だけを伝えることは、「被害を防げない側に責任がある」という認識に、つながりかねません。性犯罪のすべての責任は加害者にあること、加害を防ぐための社会的取り組み、そして自身が加害者にならないための知識や技術の習得が、性暴力に対する正しい理解を増進します。</p>	御意見として承ります。
11	<p>若年層については、啓発活動だけでなく、若年層が利用しやすい支援事業(SNSによる相談、若年が気軽に立ち寄れるスペース、若年支援者による対応等)を実施することで、事件の潜在化を防ぐことにつながります。</p>	<p>p34に、若年層に対しては、交際相手からの暴力をはじめとして、性暴力、ストーカー行為や若年層が遭いやすい性に関わる被害についても、併せて啓発することや、若年層が相談しやすい環境整備について記載しています。</p>

第2部 事業計画

領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対応

2 ストーカー被害者に対する支援

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
12	若年層については、啓発活動だけでなく、若年層が利用しやすい支援事業(SNSによる相談、若年が気軽に立ち寄れるスペース、若年支援者による対応等)を実施することで、事件の潜在化を防ぐことにつながります。	p34に、若年層に対しては、交際相手からの暴力をはじめとして、性暴力、ストーカー行為や若年層が遭いやすい性に関わる被害についても、併せて啓発することや、若年層が相談しやすい環境整備について記載しています。
13	研修の対象を小学生以上に拡大することで、子供自身がストーカー・リベンジポルノ・デートDVの存在を知ることができ、被害後の相談を促します。	御意見として承ります。
14	・ストーカーやリベンジポルノは、加害者がいるために起こります。「被害防止能力向上」だけを伝えることは、「被害を防げない側に責任がある」という認識に、つながりかねません。ストーカーやリベンジポルノのすべての責任は加害者にあること、加害を防ぐための社会的取り組み、そして自身が加害者にならないための知識や技術の習得が、ストーカーやリベンジポルノに対する正しい理解を増進します。	p109に、被害者・加害者の両側面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指していくと記載しています。
15	【性犯罪被害者と同等の支援】 ・ストーカー被害は、加害者から自宅や職場・学校が特定されるため、被害者が転居、転職・退学を迫られることもあります。またリベンジポルノは、一度公開された画像等のすべてを回収することはほぼ不可能とされており、一生恐怖を感じ続けることとなります。ストーカー、リベンジポルノとも、心身への負担や経済的負担は非常に大きいです。現在犯罪被害者等基本法で定められている施策と同等の支援を確保することで、地域生活を促します。	御意見として承ります。
16	【一時保護所等利用ならびに転居支援】 ・ストーカー被害では、加害者が被害者の自宅を特定し、つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うるつきといった行為が発生しています。加害者に特定された自宅に住み続けることは、不安な日々を過ごすことであり、また殺傷につながるリスクを有することです。ストーカー行為発覚後すぐに、自宅以外で滞在できる場所(女性センター一時保護所、DVシェルター、ホテル等)を提供することは、被害者の安全確保ならびに心理的負担の軽減につながります、また現在東京都では、犯罪被害者に対する都営住宅優遇抽選については、殺人、過失致死、業務上過失致死等を対象としています。ここにストーカー被害者を含めることで、被害者の地域生活を支援につながります。	都営住宅の優遇抽せんについては、犯罪被害者等基本法の規定に基づく犯罪被害者等で従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方で、被害を被ったことが警察の証明等で確認できる方としており、ストーカー被害者もについても対象としています。

第2部 事業計画

領域V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対応

3 セクシュアル・ハラスメントの防止

	御意見の概要(ページ数は素案のもの)	考え方(ページ数は計画のもの)
17	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメント行為は社会的にではなく、「人権問題としてとらえる」にしていきたい。	セクシュアル・ハラスメントを始めとするハラスメント行為については、「被害者の人権を著しく侵害し社会的に許されない行為」として考えています。